

生徒心得(令和7年度)

竜ヶ崎南高等学校の生徒として、校訓の精神を生かし、誇りをもって学習に励み、人間としての修養に努め、良き校風をつくりあげる。

1 礼儀

- (1) 人間関係を円滑にし、社会生活を明るくする基本は礼儀である。日常生活において常に礼儀を忘れないように心がける。
- (2) 常に謙虚な態度で接し、他人に迷惑をかけることのないように心がける。

2 学習

- (1) 生徒の本分は学習であることを自覚し、予習、復習を心がけ、学力の向上をはかるように努める。
- (2) 教科の学習や部活動を通じて、人格の形成に努める。
- (3) 遅刻した場合は、職員室で遅刻カードに記入し、捺印してもらい、教科担任に提出する。
- (4) 早退する際は担任に理由を述べ、許可を得てから下校する。
- (5) 考査時は監督教師の指示に従って、受験する。自分の力を十分に発揮し、不正行為は絶対にしない。

3 登下校

- (1) 通学では、社会道徳を守り、本校生徒の名誉を傷つけないようにする。
- (2) 電車・バス等に乗降する際や、車中においてはマナーを守り、他人に迷惑をかけないように十分気をつける。
- (3) 始業 10 分前には登校するよう心がける。
- (4) 登校においては、交通法規を守り、安全には十分注意する。
(携帯電話の操作、イヤフォンの着用はしないこと。)
- (5) 部活動・生徒会活動等の用件のない場合は、17:00 までに(冬季は 16:30)下校する。それ以後になるときは関係教師に申し出て許可を受ける。
- (6) 放課後や休日に登校する際は、通常の通学方法で登校する。(標準制服着用のこと)

4 校内外生活

- (1) 校舎内では所定の上履きを使用する。
- (2) 履物、雨具等は所定の場所に保管する。
- (3) 掲示、印刷物等の配布、貼付等は事前に生徒支援部を経て、校長の許可を受ける。
- (4) 常に愛校心をもち公共物を大切にする。
- (5) 清掃は全員協力し、分担区域を清掃し校内の美化に努める。清掃終了後は担当教師に報告する。
- (6) 各種委員は、責任をもって仕事をする。
- (7) 各部室の使用は放課後のみとする。
- (8) 校外においては、本校生徒として品位ある行動をとる。
- (9) 高校生としてふさわしくない場所には絶対出入りしない。
- (10) 交通法規を守り、安全には十分注意する。

5 保健

- (1) 公衆衛生を重んじ、保健衛生の設備等は積極的に利用する。
- (2) 定期の身体検査や、健康診断を受け疾病があるときは、早期に治療し、常に健康の保持に努める。
- (3) 心や身体に心配がある場合は自主的に健康相談を受ける。
- (4) 積極的にスポーツに参加し、精神の充実、体力の向上をはかる。

6 届出等

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引等については所定の様式により学級担任に提出する。
- (2) 病気のため7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付して学級担任に提出する。
- (3) 休学・退学・転学の場合は、所定の様式により校長に願い出る。

- (4) 戸籍上の異動、現住所、保護者等及び保証人の変更のあった場合は所定の様式により学級担任に届け出る。
- (5) 運転免許取得及び通学許可については、運転免許取得に関する規定による。
- (6) 校外で事故のあった場合は、直ちに学校に連絡する。
- (7) その他の届は、届出様式による。

7 アルバイト

原則として禁止する。但し、家庭の事情により必要と認められた場合については1学年の9月以降より、希望者は所定の様式により学級担任、生徒支援部を経て校長の許可を受ける。

次の場合は許可しない。

- ア 夜間勤務
- イ 勤務のための住み込み
- ウ 風俗営業及びこれに準ずるもの（酒類を主に提供する飲食店を含む）
- エ 危険を伴うもの
- オ 保護者等の同意を得られないもの

また、下記の注意事項を遵守できない場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 学業の妨げにならない範囲で勤務すること。
- (2) 勤務時間は遅くとも午後8時までとする。
- (3) 定期考査1週間前から考査終了日までは勤務しないこと。
- (4) 高校生として逸脱した行為等がないようにすること。

8 服装等

服装はその人の人格を反映するものである。華美に流れず、清潔、衛生に留意して高校生としてその品位を保つものでなければならない。（定められた服装を着用する）

9 標準制服について

第一制服

（冬服）

上衣（ブレザー）	紺（胸刺繍、ボタンオリジナル）
スラックス	紺系チェック（シングル、ツータック）
セーター・カーディガン等	Vネックのみ。黒、紺、白、グレー、ベージュの無地
ワイシャツ	白
ネクタイ	グリーン（本校指定のもの）
ソックス	白・紺・黒

（夏服）

上衣	白半袖ワイシャツ、ポロシャツ（本校指定のもの）
スラックス	冬服と同柄で夏生地
ソックス	白・紺・黒

第二制服

（冬服）

上衣（ブレザー）	紺（胸刺繍、ボタンオリジナル）
セーター・カーディガン等	Vネックのみ。黒、紺、白、グレー、ベージュの無地
キュロットスカート	紺系チェック（丈は膝頭～ふくらはぎ半分のライン）
シャツ	白
リボン	赤（本校指定のもの）
ソックス	黒、紺、白ハイソックス

※ 冬季については、ストッキング（肌色・黒）を着用してもよい。

（夏服）

上衣	白半袖ワイシャツ、ポロシャツ（本校指定のもの）
サマーキュロットスカート	冬服と同柄で夏生地
ソックス	白・紺・黒

※ 防寒具類については黒・紺を基調とした華美でないものとする。

10 靴・カバン

- (1) 靴
通学用靴は原則として黒皮、ローファータイプとする。（スポーツシューズは可）
- (2) カバン
華美でないものとする。

11 頭髪

- (1) 頭髪は常に高校生らしく整髪し、清潔にする。パーマ、アイパー、カール、脱色、染色、奇抜な刈上げ、ライン、エクステ等は禁止、クリップ、リボン、ヘアバンド、飾りピン、カラーゴム等着用は禁止する。
- (2) 装身具は身に着けない（指輪、ピアス、透明ピアス、ネックレス・カラーコンタクト等）。

12 その他

- (1) 体育用運動服は本校指定のものを使用する。
- (2) 雨具は華美でないものを使用し、自転車に乗る場合はカサの使用は禁止する。
- (3) 異装の必要あるときは、事前に所定の様式により校長の許可を受ける。

運転免許取得に関する規程

1 原動機付き自転車（以下原付バイクとする）免許

- (1) 免許取得は1学年の夏休み以降とする。
- (2) 受験日の2週間前までに学校所定の許可願用紙に必要事項を記入し、所定の手続きに従って許可を得た上で受験申し込みをし受験する。
- (3) 受験のための欠席・早退は認めない。ただし、原付バイク通学予定者の場合は特に例外とするが、受験日の2週間前までに申し出て許可を受ける。（欠席扱い）
- (4) 定期考査1週間前から考査終了日までは、受験を認めない。
- (5) 合格し、免許証が交付されたら1週間以内に免許取得届を提出する。
- (6) 運転免許を取得した者は交通法規を遵守し、家庭においても原付バイクの利用は必要最小限にとどめる。

2 自動二輪免許

免許取得は認めない。なお購入、乗車及び同乗すべて認めない。

3 普通免許

- (1) 教習開始は3学年の10月1日以降とする。
- (2) 学校所定の許可願用紙に必要事項を記入し、所定の手続きに従って学校長の許可を得た上で教習所入校の手続きをする。
- (3) 教習は放課後、休日とし、教習のための欠席・早退は認めない。ただし、仮検・本検の場合は特に例外とするが、教習手帳を提示し、事前に申し出て許可を受ける。（欠席扱い）
- (4) 高校生であることを忘れず、規律ある態度で教習を受ける。
- (5) 合格し、免許証が交付されたら、1週間以内に免許取得届を提出する。
- (6) 普通免許証交付後も、卒業までは50cc以下の原付バイク以外の一切の車両の運転は認めない。

4 規定違反者の取扱い

- (1) 原付免許について無届で取得した者は、生徒指導措置に関する規定により指導する。
- (2) 原付バイク通学許可なく原付バイクで登校した者は、生徒指導措置に関する規定により指導する。
- (3) 自動二輪免許を取得した者、運転及び同乗した者は、生徒指導措置に関する規定により指導する。
- (4) 普通免許について、3学年の9月30日以前に教習を開始した者は、教習を一定期間停止し、

生徒指導措置に関する規定により指導する。

(5) 無届で免許を取得した者は、生徒指導措置に関する規定により指導する。

(6) 正規の手続きで普通免許を取得したが、卒業以前に運転した者は、生徒指導措置に関する規定により指導する。

原付バイク・自転車通学規程

生徒の通学方法は、徒歩・自転車・バスによることを原則とするが、通学に困難を伴うことが認められる生徒には、原動機付き自転車（以下原付バイクとする）の利用を許可する。

1 原付バイク通学について

(1) 許可条件

- ア 通学距離が直線距離にして片道6km 以上。
- イ 通学許可は免許取得1ヶ月以降とする。
- ウ 通学用バイクは50cc 以下。
- エ ヘルメット（フルフェイス）を着用する。
- オ 許可ステッカーを必ず原付バイクとヘルメットに貼付する。
- カ 定期車両点検・免許点検（月1回）を受ける。車両の改造はしない。
- キ 強制保険の他、任意保険に加入する。
- ク 原付バイクは学校所定の場所におく。
- ケ バイク安全運転実技講習を必ず受講する。（年1回）

(2) 手続き

- ア 学校所定の許可願を担任を通して、生徒支援部に提出する。
- イ 本人及び保護者等は交通法規、本校内規を遵守することを誓約する。
- ウ 本人及び保護者等は、ヘルメット・保険証・バイクを持参し、生徒支援部より交通安全の義務について指導を受ける。

(3) 規程違反者に対する指導

バイク通学許可条件違反・許可手続き違反・交通安全運転義務違反があった場合は、生徒指導措置に関する規定により指導する。また、バイク通学許可における遵守事項を守れない場合は、許可を取り消す。

2 自転車通学について

(1) 承認の条件

- ア 整備された車両であり、定期安全点検に合格した車両。
- イ 任意保険・自転車防犯登録に加入している。
- ウ 許可ステッカーを貼付する。
- エ 学校所定の場所におく。

(2) 手続き

本校所定の届を担任を通して生徒支援部に提出する。

(3) 規程違反者に対する指導

自転車通学承認条件違反・交通安全義務違反については注意指導の後、再度違反を繰り返す場合は承認を取り消す。